

印紙税法

印紙税法が2022年7月1日から施行され、印紙税暫行条例は廃止されます。印紙税の納付漏れにご注意ください。

(納税義務)

中華人民共和国の国内で課税証票を作成、証券取引を行う単位と個人は印紙税の納税人であり、本法の規定により印紙税を納付しなければならない。

中華人民共和国の国外で国内使用する課税証票を作成した単位と個人は本法の規定により印紙税を納付しなければならない。

(税目 税率)

印紙税の税目、税率は本法に附属する《印紙税税目税率表》により執行する。

印紙税税目税率表 (新)

税目		税率
書面契約	借入契約	借入金額×0.5/10,000
	ファイナンスリース契約	リース金額×0.5/10,000
	売買契約	価額×3/10,000
	請負契約	報酬額×3/10,000
	建設工事契約	価額×3/10,000
	運輸契約	運輸費用×3/10,000
	技術契約	価額、報酬或いは使用料の3/10,000
	リース契約	リース金額×1/1,000
	保管契約	保管料×1/1,000
	倉庫契約	倉庫料×1/1,000
	財産保険契約	保険料×1/1,000
産権移譲 証書	土地使用権払下証書	価額×5/10,000
	土地使用権 不動産等	価額×5/10,000
	建築物と構築物の所有権譲渡証書	価額×5/10,000
	株券譲渡証書	価額×5/10,000
	商標専用権、著作権、特許権、 専有技術使用権の譲渡証書	価額×3/10,000
営業帳簿		実収資本、資本公積金の合計額×2.5/10,000
証券取引		取引成立金額×1/1,000

(課税標準)

印紙税の課税標準は以下のとおりとする。

- ① 課税契約の課税標準は契約に記載された金額で明記された増値税額を含まない。
- ② 産権移譲の課税証書の課税標準は産権移譲証書に記載された金額で明記された増値税額を含まない。
- ③ 課税営業帳簿の課税標準は帳簿に記載された実収資本、資本公積金の合計額
- ④ 証券取引の課税標準は取引成立金額

(金額未記載)

課税契約、産権移譲証票に金額の記載がないときは、印紙税の課税標準は実際の決済金額により確定する。

前項の規定により確定できないときは、契約及び産権移譲証票の市場価額によって決定され、法により政府価額又は政府指導価格によるときは国家の関連規定により決定される。

(免税項目)

以下の証票は印紙税を免税する。

- ① 課税証票の副本或いは抄本
- ② 法律により免税となる外国の在中大使館、領事館と国際組織の在中代表機構が官舎を得るため作成した課税証票
- ③ 中華人民解放軍、中華人民武装警察部隊が作成した課税証票
- ④ 農民、家庭農場、農業專業合作社、農村集体經濟組織、村民委員会が農業生産資材を購入し或いは農業産品を販売するために作成する売買契約書と農業保険契約
- ⑤ 無利子或いは利息補助ローン契約又は国際金融組織が中国に優遇した貸付けをする場合の借入契約
- ⑥ 財産所有者が政府、学校、社会福祉機構、慈善組織に贈与するときに作成する産権移譲証書
- ⑦ 非営利性医療衛生機関が医薬品或いは衛生材料を購入する売買契約
- ⑧ 個人と電子商務経営者で締結した電子注文書

国民經濟と社会發展の需要に基づき、国务院が居民の住宅需要保障、企業の組織再編、破産、中小零細企業の發展の支持等により印紙税の減免税の規定ができ、全国人民代表大会常務委員会に報告し登録する。

(納税地)

納税人	納税地
単位	機関が所在する主管税務機関
個人	居住地の主管税務機関
不動産産権の転移発生	不動産所在地の主管税務機関

納税人が国外の単位或いは個人で国内に代理人がいる場合は、その国内代理人が納税義務人になり、国内に代理人がない場合は、納税人が自己で印紙税を納付しならず、具体的な方法は国務院税務主管部門が規定する。

(納付義務発生及び納付日)

印紙税の納税義務の発生時間は納税人が課税証票を作成したとき或いは証券取引が完了した当日

印紙税の納付日は四半期、年度或いはその都度とする。四半期、年度の納付日は、納税人の四半期、年度終了の日から15日以内に申告納付し、その都度のときは、納税人が納税義務発生の日から15日以内に申告納付しなければならない。

(納付方法)

印紙税の納税は印紙を貼付する方法或いは税務機関は法により完納証憑を発行し納付する方法を採用できる。